

## 新潟水俣病関連情報発信事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、新潟水俣病関連情報発信事業の推進を支援するため、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、新潟県補助金等交付規則（昭和32年新潟県規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (交付基準)

第2条 この補助金は、別表1に掲げる基準により交付する。

### (交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする団体は、新潟水俣病関連情報発信事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に次の各号に掲げる添付書類を添えて、別に定める日までに知事に2部提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記第2号様式）
- (2) 団体に関する調書（別記第3号様式）
- (3) 役員、職員（事業関連者）名簿（別記第4号様式）
- (4) 団体の目的等についての申立書（別記第5号様式）
- (5) 団体の定款、規約又はこれらに代わるもの
- (6) 直近1年間の収支計算書及び貸借対照表又は財産目録
- (7) 本年又は現在の事業計画書及び収支予算書

### (交付決定)

第4条 知事は、前条の規定により提出された交付申請書を審査の上、補助金の交付を決定し、別記第6号様式により当該申請団体に通知するものとする。

### (交付の条件)

第5条 この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 経費の配分の変更（事業費の20%に相当する額を超えない軽微な変更は除く。）をする場合には、知事の承認を受けること。
- (2) 事業の内容の変更（補助事業の内容を著しく変更する場合以外の軽微な変更は除く。）をする場合には、知事の承認を受けること。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (5) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を5年間保管しておかねばならないこと。
- (6) 補助事業に係る経理は、他の経理と明確に区別して行わなければならないこと。
- (7) 特許権若しくは実用新案権を取得することによって相当の利益が新たに生ずると認められた場合、又は第12条の規定による補助金の額の確定後当該事業の対象から除

外すべき事由が生じた場合は、交付した補助金の全部又は一部の金額を県に納付させることができる。

(変更の承認申請)

第6条 第5条第1号又は第2号の規定により知事の承認を受けようとする場合には、別記第7号様式による新潟水俣病関連情報発信事業補助金変更承認申請書1部に事業変更計画書(別記第2号様式の2)を添えて、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項で規定する書類の提出を受けた場合において、内容を審査し、相当と認めるときは、変更を承認した内容を別記第7号様式の2により当該申請団体に通知する。

(事業の中止又は廃止の承認申請)

第7条 第5条第3号の規定により知事の承認を受けようとする場合には、別記第8号様式による新潟水俣病関連情報発信事業中止(廃止)承認申請書1部を知事に提出しなければならない。

(事業が予定期間内に完了しない場合等の報告)

第8条 第5条第4号の規定により知事の指示を求める場合には、別記第9号様式による新潟水俣病関連情報発信事業事故報告書1部を知事に提出しなければならない。

(申請の取下げ)

第9条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助対象団体」という。)は交付の決定の内容又は、これに付された条件に不服があるときは、通知を受理した日から起算して15日以内に申請を取り下げることができる。

(事業の中止命令及び補助金の交付決定の取消)

第10条 知事は、補助対象団体(補助対象団体が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。)が次の各号のいずれかに該当するときは、事業の中止を命令するとともに補助金の交付決定を取り消すことができる。

(1) その役員等(補助対象団体が個人である場合にはその者を、補助対象団体が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。以下この項において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この項において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

(2) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) その役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。

(4) その役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

- (5) その役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるとき。
- (6) 下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 補助対象団体が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、知事が補助対象団体に対して当該契約の解除を求め、補助対象団体がこれに従わなかったとき。

#### (実績報告)

第11条 補助対象団体は、全ての補助事業が完了したときは、補助事業の完了の日から起算して、30日以内又は申請日の属する年度の3月31日までのいずれか早い日までに、実績報告書（別記第10号様式）に次の各号に掲げる添付書類を添えて、知事に1部提出しなければならない。

- (1) 収支精算書
- (2) 実施した事業の詳細がわかる資料

2 前項の実績報告書は、仕入控除を行う場合にあっては、補助金に係る消費税及び地方消費税を補助金から減額して作成しなければならない。

#### (額の確定)

第12条 知事は、前条の規定により提出された実績報告書を審査の上、これを正当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、別記第11号様式による額の確定通知書により当該補助対象団体に通知する。

2 知事は補助対象団体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

3 前項の補助金の返還期限は、別に定める日までとし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

#### (概算払)

第13条 補助対象団体は、概算払により補助金の交付を受けようとする場合は、別記第12号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

#### (精算払)

第14条 補助対象団体は、精算払により補助金の交付を受けようとする場合は、別記第13号様式による精算払請求書を知事に提出しなければならない。

#### (消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第15条 補助対象団体は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税のうち、

消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額との合計金額をいう。以下同じ。）が確定した場合は、別記第14号様式により速やかに知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 第12条第3項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

（雑則）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年3月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月15日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

別表 1

<p>補助事業の対象となる者</p>	<p>以下のいずれかに該当する団体            (1) 市町村（地方自治法第252条の19に定める市は除く。）            (2) 法人格を有する団体であって、環境学習や人材育成等の事業に係る活動歴が1年以上ある者            (3) 法人格を有しない非営利団体であって、環境学習や人材育成等の事業に係る活動歴が1年以上ある者</p>
<p>補助対象事業</p>	<p>新潟水俣病に関する情報・教訓を正しく発信することで、県民の新潟水俣病に対する理解を促進し、地域全体が新潟水俣病患者等を支えるような社会づくりを行うことを目的とした事業で以下のいずれかに該当する事業            (1) 学校や施設等を訪問し、新潟水俣病問題を後世へ語り継ぎ、環境の大切さを伝える環境学習            (2) 新潟水俣病問題を正しく理解し、啓発活動を行う人材育成            (3) その他、上記の目的の達成に資すると認められる事業</p>
<p>補助対象経費</p>	<p>補助金の交付の対象となる経費は、補助対象事業に要する以下の経費とする。            報酬、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、工事請負費及び負担金</p>
<p>補助上限額</p>	<p>1団体当たり、1,000千円            ただし、補助事業の実施に要する経費に係る消費税及び地方消費税のうち、仕入控除を行う場合における消費税及び地方消費税相当分は除くものとする。</p>